

やまぐちで教員になる力を培う

教育実習指定校制度

教員をめざすみなさんが 自信をもって教壇に立つために！



学校を取り巻く環境が大きく変化しており、新任の先生に対する期待も大きくなっています。こうした中、山口県公立学校の教員をめざす皆さんが、教育実習において多様な経験を積むことにより、自信をもって教壇に立つことができるよう、教員に求められる実践的な指導力を身につけることを目的として実施するものです。

1 対象者 山口県公立学校の教員になることを志望して教育実習を行う者、かつ、在籍する大学等からの承認を得られる者。

2 実施時期 令和9年5月又は6月（原則として）

3 指定校

山口県立岩国総合高等学校	(岩国市)	山口県立山口農業高等学校	(山口市)
山口県立岩国工業高等学校	(岩国市)	山口県立宇部商業高等学校	(宇部市)
山口県立柳井高等学校	(柳井市)	山口県立宇部工業高等学校	(宇部市)
山口県立田布施農工高等学校	(熊毛郡田布施町)	山口県立小野田工業高等学校	(山陽小野田市)
山口県立光高等学校	(光市)	山口県立長府高等学校	(下関市)
山口県立下松工業高等学校	(下松市)	山口県立下関工科高等学校	(下関市)
山口県立徳山商工高等学校	(周南市)	山口県立大津緑洋高等学校	(長門市)
山口県立南陽工業高等学校	(周南市)	山口県立萩商工高等学校	(萩市)
山口県立防府西高等学校	(防府市)	山口県立下関中等教育学校	(下関市)
山口県立防府商工高等学校	(防府市)		

※ 各指定校の特色等については各学校のWebページを参照してください。

4 申込期間 令和8年6月15日（月）～9月11日（金）

※ 今年度の申込みは、令和9年度に実施する教育実習ですので
注意してください。

5 申込み・問い合わせ先 山口県教育庁教職員課 人事企画班

〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話083-933-4550 E-mail:jinki@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくは、山口県教育庁教職員課 Web ページを御覧ください。

教育実習指定校制度Q&A

Q1 県外出身者なのですが、制度を利用できますか？

山口県公立学校の教員になりたいという強い意志を有し、在籍する大学等からの承認を得られる方、本制度の趣旨を理解している方であれば利用できます。山口県の優れた教育風土の中で、素晴らしい教員になるお手伝いをしたいと考えており、また、指定校での教育実習を通して、本県教育の素晴らしさを感じ、本県の教員になっていただければ、これに勝る喜びはありません。

Q2 申込みから教育実習の実施までの流れについて教えてください。

○ 教育実習を実施する年度の前年度に次の手続きをとることになります。

① 教育実習指定校の確認と必要書類の入手

教育実習指定校を確認し、必要書類を入手する。

【必要書類】

▽実施要項及びQ&A
▽申込書 など

【入手方法】

▽教育庁教職員課Webページ（ダウンロード）
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/159818.html>



▽山口県教育庁教職員課へ問い合わせ

② 申込書の提出

山口県教育庁教職員課に申込書を提出する。

[受付期間] 令和8年6月15日（月）～9月11日（金）

※ ただし、あらかじめ定める受入人数を超えた場合は、締め切ることがあるのでご注意ください。

※ 申込みの際には、在学する大学の指導教員又は就職担当職員等による確認が必要です。

③ 実施の可否の連絡

山口県教育庁教職員課から実習希望者に、指定校における教育実習の実施の可否及び実施指定校名、指定校担当者を連絡します。（申込書を受理した日から2週間程度）

※ 申込みから2週間を経過しても連絡がない場合には、必ず本課へお問い合わせください。

※ 以降は、在籍する大学等が定める教育実習の実施に係る手続きによる。

Q3 この制度が実施されることにより、指定校以外では教育実習が受けられなくなるのですか？

これまでと同様に、県内の公立学校で教育実習を受けることもできます。